定　　款

鴻池運輸株式会社

昭和　26. 7.11　全文改正
26.11.29　一部改正
29. 5.26　一部改正
29.11.25　一部改正
31.11.24　一部改正
33. 3.23　一部改正
34.11.26　一部改正
36.11.27　一部改正
37.11.27　一部改正
38. 6. 1　一部改正
38.11.26　一部改正
39.11.26　一部改正
41.11.28　一部改正
44.11.28　一部改正
45.11.28　一部改正
46. 5.28　一部改正
47. 5.30　一部改正
49. 5.28　一部改正
49.11.28　一部改正
50.11.28　一部改正
51.12.25　一部改正
52.12.24　一部改正
53.12.23　一部改正
54.12.20　一部改正
57.12.17　一部改正
58.12.16　一部改正
59.12.18　一部改正
60.12.18　一部改正
62.12.18　一部改正
平成　2. 3.30　一部改正
2.12.20　一部改正
6.12.21　一部改正
9.12.18　一部改正
10.12.17　一部改正
14. 6.26　一部改正
15. 6.24　一部改正
17. 1. 5　一部改正
17. 6.22　一部改正
18. 6.28　一部改正
20. 6.25　一部改正
21. 6.23　一部改正
22. 6.22　一部改正
23. 3.23　一部改正
24.11.12　一部改正
27. 4. 1　一部改正
27. 6.24　一部改正
29. 6.28　一部改正
30. 6.27　一部改正
令和　1. 6.26　一部改正
3. 6.24　一部改正

鴻池運輸株式会社　定款

第１章　　総　則

（商　号）

第１条　当会社は、鴻池運輸株式会社と称し、英文ではKonoike Transport Co.,Ltd.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．港湾運送事業
２．海上運送事業
３．内航海運業
４．通関業
５．貨物自動車運送事業
６．貨物利用運送事業
７．国際複合一貫輸送事業並びにその代理業
８．旅客自動車運送事業
９．航空運送代理店業
10．倉庫業
11．工場構内運搬業
12．重量運搬業
13．建設業
14．機械解体・据付及び梱包業
15．石油製品販売業
16．鋼板（鉄製品）の加工及び販売業
17．一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、工具並びに食料品・酒類の販売・貿易業
18．各種ガス、冷暖房、流体輸送及び環境保全に関する各種設備機器の調査、設計、製造、施工、運転、保全、検査並びに販売
19．自動車車体の製造・販売及び自動車分解整備業
20．総合リース業及び修理業
21．医薬品及び動物用医薬品、医薬部外品、農業薬品、化粧品又は医療用機器及び器具、医療用検査用品及び衛生材料の製造、販売、保守、賃貸借並びに輸出入業務
22．医療機関等から委託された医療関連業務の請負
23．航空機整備業
24．航空運送事業にかかる航空機・航空貨物取扱並びに旅客の案内、予約、手荷物等に関する地上サービス及びその受託業務
25．コンピュータ及びその関連機器による情報処理、付加価値データ通信サービスの提供、ソフトウェアの開発及び販売
26．コンピュータネットワークシステムを用いた通信販売及びカタログによる通信販売
27．小売業及び古物売買業
28．衣料品・身回品及び雑貨の販売
29．農林水産物の製造、加工及び販売並びに造園緑化事業
30．金融業
31．コンサルタント業
32．観光業及び旅行業
33．ホテル、その他宿泊施設及び飲食店並びにスポーツ施設等の経営並びにその利用の斡旋
34．広告業、出版業及び催事の企画運営
35．警備業
36．ビルメンテナンス業
37．産業廃棄物処理業
38．不動産の売買、賃貸借及びその仲介業
39．損害保険代理業及び生命保険募集業
40．労働者派遣事業、有料職業紹介事業、人材の職業適性能力開発のための研修、指導及び教育事業
41．特定信書便事業
42．発電及び電気の販売並びに熱供給に関する事業
43．保育施設の企画、運営及び運営受託
44．非破壊検査及び破壊検査業務
45．環境計量証明事業
46．前各号に付帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を大阪市に置く。

（機　関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会
２．監査役
３．監査役会
４．会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、227,596,808株とする。
（単元株式数）
第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。
（単元未満株式についての権利）
第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
①　会社法第189条第２項各号に掲げる権利
②　取得請求権付株式の取得を請求する権利
③　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
（株主名簿管理人）
第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
③　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（株式取扱規則）
第10条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　　株主総会

（招　集）
第11条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後３ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。
（定時株主総会の基準日）
第12条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。
（招集権者及び議長）
第13条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
②　前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（決議の方法）
第15条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
②　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
（議決権の代理行使）
第16条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
②　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役及び取締役会

（員　数）

第17条　当会社の取締役は、10名以内とする。

（選任方法）

第18条　取締役は、株主総会において選任する。

②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第19条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第20条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②　取締役会は、その決議によって取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。

（顧問）

第21条　取締役会の決議により、顧問を委嘱することができる。

②　顧問は、会社の業務に関し、代表取締役の諮問に応じ意見を述べることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

②　前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）

第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第24条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数で行う。

②　会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規則）

第25条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（社外取締役との間の責任限定契約）

第26条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（報酬等）

第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第５章　　執行役員

（執行役員）

第28条　取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を執行させる。

②　取締役会は、その決議によって執行役員の中から社長執行役員１名を定めるほか、その他の役付執行役員を定めることができる。

（執行役員規程）

第29条　執行役員の職務等については、取締役会において定める執行役員規程に基づくものとする。

第６章　　監査役及び監査役会

（員　数）

第30条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（選任方法）

第31条　監査役は、株主総会において選任する。

②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　当会社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

④　前項の補欠監査役の選任に係る決議の効力は、当該決議によって短縮されない限り、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任　期）

第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

（常勤監査役）

第33条　監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第34条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第35条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規則）

第36条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（社外監査役との間の責任限定契約）

第37条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（報酬等）

第38条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第７章　　会計監査人

（選　任）

第39条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任　期）

第40条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第41条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第８章　　計　算

（事業年度）

第42条　当会社の事業年度は、毎年４月１日より翌年３月31日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第43条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

第44条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

②　当会社の中間配当の基準日は毎年９月30日とする。

③　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当財産の除斥期間）

第45条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

②　未払いの配当財産のうち、配当金には利息をつけない。